諮問番号：令和２年度諮問第２２号

答申番号：令和２年度答申第３０号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成３１年１月２５日付けで行った児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下「法」という。）に基づく児童手当・特例給付受給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

処分庁は、審査請求人が平成３０年１２月１１日付けで処分庁の区域外へ転出したとして、本件処分を行った。

しかし、審査請求人が処分庁の区域である○○○（以下「Ａ」という。）から処分庁の区域外である○○○（以下「Ｂ」という。）へ転出したのは、平成３１年１月２４日であり、審査請求人は、同日付けで転出届を提出する際に誤って転出先の住居を購入した日を記載したものである。

仮に、平成３０年１２月１２日以降、Ａに在住しておらず、転出届の提出が遅れていたのであれば、転入届は転入日を平成３０年１２月１１日と記載するはずであるが、平成３１年１月２５日として記載して提出している。

上記のことから、審査請求人が平成３１年１月２４日までＡに在住していたことは、明らかである。

審査請求人は、誤った転出日を記載したことについて、転出日を訂正するよう、処分庁に申し入れを行ったが、全く取り合ってもらえなかった。

審査請求人は、平成３１年１月２４日まで、処分庁の区域内に居住しており、本件処分は、考慮不尽による裁量権の逸脱があり違法であるから、取り消されるべきである。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）児童手当の支給要件は、法第４条第１項の規定により、児童を監護し、当該児童と生計を同じくする父又は母等に対して支給されるものであるが、一般受給資格者は児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地の市町村長の認定を受けなければならないと規定されており、支給は、認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わることになる。また、支給事由の消滅については、一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、児童手当・特例給付受給事由消滅届を市町村長に提出しなければならないと規定され、事由が消滅したとは、法第４条に規定する支給要件に該当しなくなった場合のほか、他の市町村の区域内に住所を変更した場合も含まれると規定されている。

（２）これを本件についてみると、審査請求人は、平成３０年１２月１１日を事由発生日とする児童手当・特例給付受給事由消滅届（以下「本件消滅届」という。）を処分庁に提出し、処分庁は、審査請求人から提出された本件消滅届をもとに、審査請求人が住民票担当へ届け出た住所の異動年月日を確認した上で本件処分を行っており、法令の規定及び通知等に基づきなされたことが認められる。

（３）審査請求人は、転出届を提出する際に誤って転出先の住居を購入した日を記載したものであり、仮に、平成３０年１２月１２日以降、Ａに在住しておらず、転出届の提出が遅れたのであれば、転入届の転入日は平成３０年１２月１１日と記載するはずであるが、転入届は、転入日を平成３１年１月２５日として提出していることから、審査請求人が平成３１年１月２４日までＡに在住していたことは、明らかであると主張する。

しかし、Ｂからの住民票に関する通知を見ると、Ｂへの異動日は、平成３０年１２月１１日であることが認められることから、審査請求人の主張は失当である。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年１１月１６日　　諮問書の受領

　令和２年１１月１８日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１２月２日

口頭意見陳述申立期限：１２月２日

令和２年１１月２７日　　第１回審議

令和２年１２月２５日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条第１項は、「児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。」と定め、第１号で、「次のイ又はロに掲げる児童（中略）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（中略）であつて、日本国内に住所（中略）を有するもの」と定めている。

（２）法第７条第１項は、「児童手当の支給要件に該当する者（第４条第１項第１号から第３号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（中略）の市町村長（中略）の認定を受けなければならない。」と定めている。

（３）法第８条は、第１項で、「市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者（中略）に対し、児童手当を支給する。」と定め、第２項で、「児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と定めている。

（４）児童手当法施行規則（昭和４６年厚生省令第３３号）は、第７条第１項で、「一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第１０号による届書〔児童手当・特例給付受給事由消滅届〕を市町村長に提出しなければならない。（後略）」と定めている。また、第８条で、「住民基本台帳法第２３条又は第２４条の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第２９条の２の規定による附記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく（中略）前条の規定による届出があつたものとみなす。」と定めている。

（５）児童手当法の一部を改正する法律等の施行について（平成２４年３月３１日雇児発０３３１第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第２の３（５）は、「法第８条第２項等の「児童手当を支給すべき事由が消滅した」とは、法第４条に規定する支給要件に該当しなくなった場合のほか、他の市町村の区域内に住所を変更した場合（中略）も含まれるものであること。」と記している。

（６）住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）第９条第１項は、「市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。」と定めている。

（７）住基法第２１条の４は、「住民としての地位の変更に関する届出は、全てこの章及び第４章の３に定める届出によつて行うものとする。」と定めている。

（８）住基法第２２条第１項は、「転入届」について、「転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。（中略））をした者は、転入をした日から１４日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第１号から第５号まで及び第７号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならない。」と定め、第３号で、「転入をした年月日」と定めている。

（９）住基法第２４条は、「転出届」について、「転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。」と定めている。

（１０）住基法第２９条の２は、「この章又は第４章の３の規定による届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。」と定めている。

（１１）住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第２９条は、「法第２９条の２に規定する政令で定める事項は、転居届及び転出届について、児童手当の支給を受けている者である旨とする。」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成３１年１月２４日、処分庁は、審査請求人から本件消滅届の提出を受けた。

本件消滅届の「減額・受給事由消滅となる原因」の「事由の発生した年月日」の欄には、「平成３０．１２．１１」と記載されている。また、「転出の場合」の欄には、「（前略）２．転出先　〒○○○－○○○○○○○〔Ｂ〕○○○○○○○○（後略）」と記載されている。

（２）○○○〔Ａ〕○○○○○が令和２年４月３日に発行した審査請求人に係る住民票除票の「転出」の欄には、「平成３０年１２月１１日　○○○○○○〔Ｂ〕○○○○○○○○へ転出　平成３１年１月２４日届出」、「平成３０年１２月１１日　○○○○○○〔Ｂ〕○○○○○○○○○○へ転出　平成３１年１月２７日通知」と記載されている。

（３）平成３１年１月２５日付け、処分庁は本件処分を行った。

なお、同日付けで審査請求人に送付された児童手当・特例給付受給事由消滅通知書の「消滅年月日」には「平成３０年１２月１１日」と、「消滅の理由」には「受給者○外転出のため」と記載されている。

（４）平成３１年４月１９日付け、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、平成３１年１月２４日付けで転出届を提出する際に、転出日を誤って転出先の住居を購入した日（平成３０年１２月１１日）を記載して提出したが、転入届については転入日を平成３１年１月２５日と記載の上、同月２４日付けで提出した旨及び同日までＡに在住していた旨主張する。また、転出日の訂正に係る申し入れを聞き入れず、審査請求人が平成３０年１２月１１日付けで処分庁の区域外へ転出したとして行われた本件処分は、考慮不尽による裁量権の逸脱があり違法である旨主張する。

（２）しかし、住民票除票に記載された住基法第９条第１項の規定による通知の情報から、転入先であるＢの長は、異動日（転入日）を平成３０年１２月１１日として処理したことが確認できる（前記２（２）参照）。

一方で、審査庁から提出された諮問書の添付書類からは、審査請求人が平成３１年１月２４日までＡに在住していたことを示す事実を確認することができず、また、審査請求人からも当該事実に係る証拠は示されていない。

（３）児童手当の支給は、法第７条に基づく認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わると定められており（前記１（３）参照）、また、「児童手当を支給すべき事由が消滅した」とは、法第４条に規定する支給要件に該当しなくなった場合のほか、他の市町村の区域内に住所を変更した場合も含まれると解されている（前記１（５）参照）。

　　　弁明書によれば、処分庁は、審査請求人から事由が発生した年月日が平成３０年１２月１１日と記載された本件消滅届の提出を受け、審査請求人が住民票担当へ届け出た住所の異動年月日を確認した上で、児童手当に係る消滅年月日を決定しており、処分庁の判断過程に裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

（４）以上のことから、本件処分は、前記１の法令等の定めに従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

　　　したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇